

## 第2章 環境配慮指針の活用方法

### 1 環境要素の分類について

本指針で取り扱う環境要素は以下のとおり整理しています。

表2 環境配慮指針における環境要素の分類

環境要素の大分類	環境要素の小分類	対応する環境情報地図（第3章）
生活環境の保全	大気環境（大気質・騒音・振動）	生活環境の保全に係る環境情報地図
	水環境	
	土壌汚染	
自然環境の保全	動物・植物・生態系	自然環境の保全に係る環境情報地図
	地形・地質	
快適環境の保全・創出	景観・文化財	快適環境の保全・創出に係る環境情報地図
	人と自然との触れ合いの活動の場	
	日照・電波障害・風害・光害	
地球環境への配慮	土砂・廃棄物	
	温室効果ガス・省エネルギー	

### 2 事業の進捗に応じた活用

#### （1）事業計画の早期の検討段階（基本構想・基本計画の作成の段階）

「第3章 北九州市の地域環境特性」に示す「環境情報地図」や「環境関係情報収集先リスト」を活用し、必要に応じて現地調査を実施して、地域の環境特性を把握します。

「により把握された地域の環境特性」及び「検討中の事業計画」を踏まえ、「第4章 環境保全への配慮の基本的考え方」を基本とし、早い段階から環境保全への配慮の検討を開始します。

#### （2）事業計画の具体化した段階（事業計画作成・基本設計・実施設計の段階）

「第3章 北九州市の地域環境特性」に示す「環境情報地図」や「環境関係情報収集先リスト」を活用し、環境保全への配慮が特に必要な場所については、必要に応じて詳細な現地調査を行って、事業実施地域及びその周辺の環境特性を把握します。

「により把握された事業実施地域及びその周辺の環境特性」及び「具体化した事業計

画」を踏まえ、「第5章 環境保全への配慮のための具体的対策」及び「第6章 開発事業に係る環境配慮事例集」を参考にし、必要に応じて環境への影響を予測・評価して、適切な環境保全対策を検討します。

この段階においても、できる限り早い段階から、環境保全への配慮の検討を行うことが重要です。

なお、法令により環境影響評価が義務づけられるのはこの段階となります。

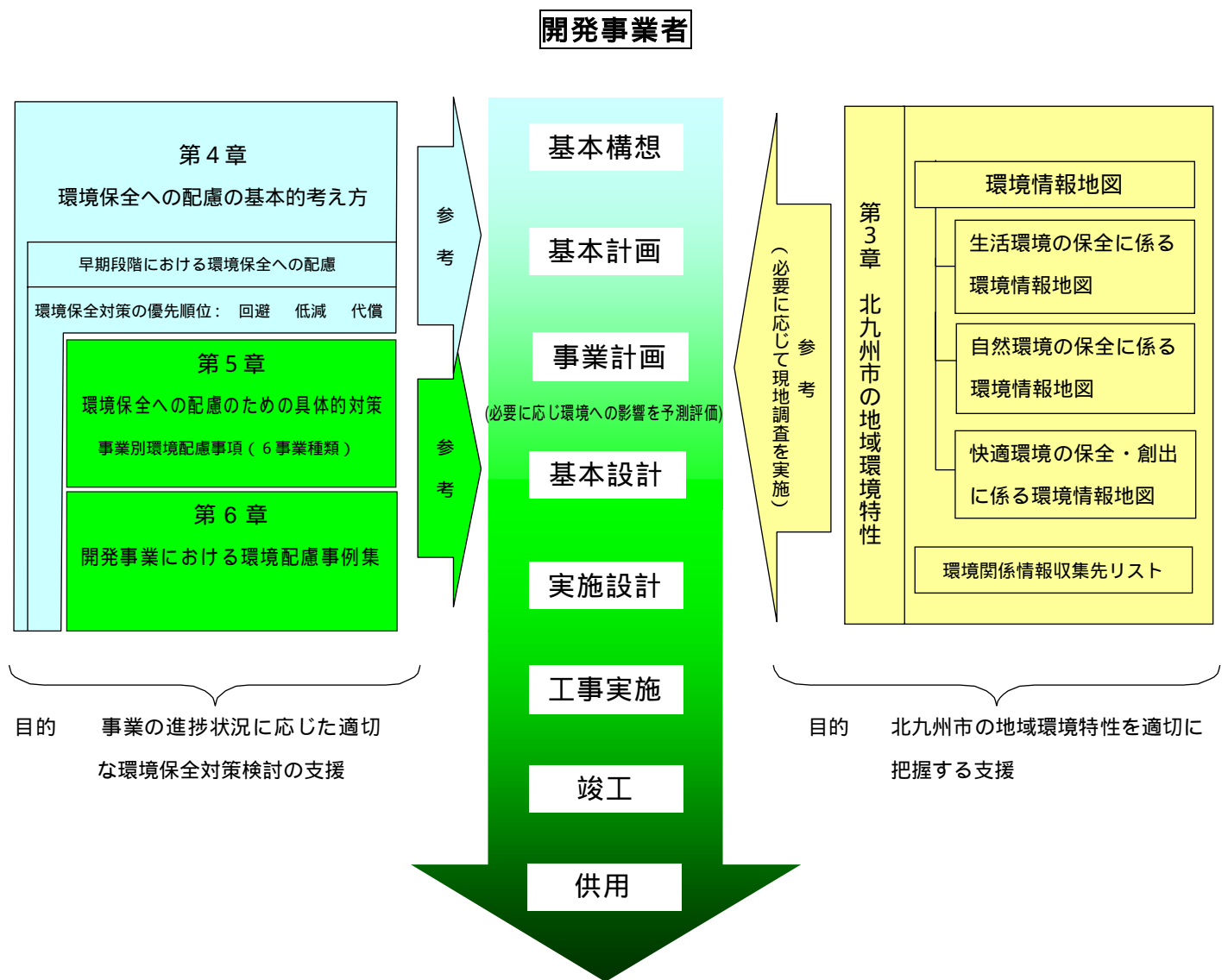


図2 環境配慮指針の活用イメージ